

部活動の活動方針

第1条 部活動は、個性の伸長、情操の陶冶、協力性の涵養等、人間形成を目的とした活動であること。

第2条 部活動は、節度をもって合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと。なお、活動時間や休養日等については、次のことを遵守すること。

(1) 活動時間について

1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと。ただし、活動する施設や部員数等、各部の活動環境が異なることから、各学期単位における活動時間の目安とし、各学期において1日の活動時間は、平日2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）3時間程度の活動時間に見合った活動頻度となるようにすること。

また、大会等を控えている時期については、部活動延長許可願により校長の承認を得て、活動時間を延長することができる。ただし、代替えとなる休養日や活動時間を短縮した日を設けること。

(2) 休養日について

週当たり2日以上（平日1日、休日1日）を設けること。ただし、活動する施設や部員数等、各部の活動環境が異なることから、各学期単位における休養日の目安とし、各学期において、週当たり2日以上（平日1日、休日1日）の休養日が確保された日数とすること。

また、大会等を控えている時期については、部活動許可願により校長の承認を得て、休養予定日に活動することができる。ただし、代替えとなる休養日は確保すること。

(3) 長期休業中の活動について

長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。

また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設けるよう努めること。

第3条 定期考査の発表中及び考査中の部活動は、原則として停止とする。

ただし、考査終了日から3週間以内に公式試合がある場合や強化練習等で練習時間が必要な場合は、部活動許可願により校長の承認を得て実施することができる。

第4条 部活動終了時刻は、4月から11月までは、午後6時30分。12月から3月までは、午後6時までを限度とする。ただし、大会前や強化練習等で必要な場合は、適切な範囲において延長することができる。

第5条 熱中症予防の観点から、「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を行うこと。その際、活動中止や活動時間の変更等も視野に入れて柔軟に対応すること。